

<論 文>

AI時代におけるデータ信託の枠組みの重要性
—プラットフォームへの規制方策を踏えて—

朱 曄*

The Importance of the Data Trust Framework in the AI Era:
Considering Regulatory Measures for Platforms

Zhu Ye

With the rapid innovation in AI technology, the development of a data-driven economy has attracted attention. Recently, various platforms have emerged, and measures to regulate them are being explored. The framework of data trusts plays an important role in collecting personal data and contributes to the development of the data-driven economy.

Keywords : AI Era, Data-Driven Economy, Platform, Regulation, Data Trust

キーワード : AI時代、データ駆動型経済、プラットフォーム、規制、データ信託

一、はじめに

デジタル技術革新が日々進む近代社会において、AIの凄まじい発展が人々を驚かせている。こうしたAIが大活躍の時代において、技術の更なる進化を支える柱とも言えるのはパーソナルデータである。また、AI時代においては、「21世紀の石油」とも言われているパーソナルデータの性質は大きな変貌を見せている。パーソナルデータ発生のルーツを辿っていくと、それは確かにプライバシーの側面を有するが、しかし、高度情報化社会へと変化してきた今日では、プライバシー権という曖昧な概念を用いて多岐にわたるパーソナルデータを包括的に説明するのは、極めて困難なように思われる。また、国際的な流れを踏まえると、データに関するコントロールの理念を土台にした立法例も現れるようになった。たとえば、近時ヨーロッパでは、

* 静岡大学グローバル共創科学部教授

パーソナルデータに関する個人の基本的権利を保護するために、EU一般データ保護規則（GDPR）が制定された。これはパーソナルデータの保護に関するEU域内での統一的なルールとなり、2018年5月全面施行された。また、GDPRに定められる「データポータビリティ権」¹⁾はスムーズに移転することを実現したことから高く評価されている（小向、2018）。

現実上、AI技術の革新と共に、パーソナルデータの経済的・財産的価値が著しく向上している。こうした社会情勢および最高裁²⁾が排他的な権利として承認したパブリシティ権（right of publicity）³⁾の本質を鑑みると、パーソナルデータ提供者の権利は、パブリシティ権の進化による新型の財産的権利でもあると言えよう。また、パーソナルデータを権利の客体とし、普通の人々を権利主体とする「市民データ権（right of civil data）」⁴⁾は、経済的な利益を排他的に支配することのできる権利であり、AI時代の必然的な産物であると考えられる。

他方、AI技術の躍進につれ、データ駆動型経済（データ・ドリブン・エコノミー）の促進が目されるようになった。この新型の経済とは、データを経済活動の主要な資源として活用し、データの収集、分析、共有を通じて価値を創出する経済のことである。これにより、ビジネスの効率化、イノベーションの促進、意思決定の高度化が可能となる。データ駆動型経済は、技術の進歩とともにその重要性が増しており、各種産業や社会全体に大きな影響を与えている。企業や政府がデータを効果的に活用することで、経済の成長や社会の発展に寄与することが期待されている。そこで、日本における法整備についても、こうした時代の動向に応じて改正を行っている。たとえば、2020年日本において個人情報保護法に関する重要な改正が行われた。個人情報保護委員会が初めて担った本改正では、変更された内容は多岐に渡るが、パーソナルデータの利活用促進という視点から、特に注目しているのが「匿名加工情報」以外の「仮名加工情報」概念⁵⁾の新設である。その立法目的を確認すると、データ利活用の促進が顕著に現れていると言えよう⁶⁾。

現状を概観すると、データの駆使を軸にした新しい技術やビジネスモデルが迅速に生まれ、市場に導入されている。このしたビックデータの効用がますます重要視されている社会は、新型ビジネスモデルを創出する土壌となっており、データ駆動を念頭にした多種多様なプラットフォームビジネスが雨後の竹の子のように現れている。総じて言えば、AI技術の革新が社会に恩恵をもたらすと同時に、多くの課題も浮き彫りとなっている。こうした未曾有な状況に直面する中、世界各国が法整備を模索しているところである。

本稿は、デジタル経済を精力的に推進している中国における法的対応策、特色および最新規制動向などを解析のうえ、デジタルプラットフォーム構築の情勢を踏まえて、新時代におけるデータ信託⁷⁾の枠組みの役割を検証しつつ、デジタルプラットフォームに関する法整備の方向性について比較法の視点より検討を行う予定である。

二、デジタル経済を全力に推進する中国の現状

AI技術の斬新的な革新および多種多様なデジタルプラットフォームの誕生により、データの保護またはネットワークの安全などのデジタル社会における新しい課題が浮き彫りとなった。AI技術に孕む無限の可能性およびデータの重要性をいち早く認識した中国では、デジタル経済を精力的に推進し、デジタル社会が到来したことを俊敏に対処しつつ綿密な法整備を行った。そして、司法実務においても世間を驚かせる対応を見せている。中国で生じた状況は日本の制度設計にとって非常に参考になると思われるので、以下ではその法整備および実務の情勢などを概観する。

1、中国における法制度の誕生背景

AI技術革新と共に、個人情報の有益性または経済的価値が重要視される中、デジタル経済の可能性をいち早くキャッチした中国では一連の法整備により対応しようとしている。そして、民法典は私法の基本法であるため、私人間の紛争解決に資するものとして位置づけられている。これに対し、いわゆるデータ3法に関する法整備の背景には、下記中国独自の社会事情の影響を強く受けた要素が見受けられる。

2014年4月に「総体的国家安全観」が提唱され、中国の特色を有する国家安全の道を歩むことを目標に、政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、情報、生態、資源、核に関する安全保障の重要性が強調された（習、2014）。「総体的国家安全観」で唱えられた各安全保障を実現するために、「国家安全法」（2015年7月1日公布、同日施行）が整備され、その中、データの安全とコントロールの実現およびサイバー空間の主権の維持、保護が目標として掲げられた⁸⁾。

国家安全法の誕生後に、ネットワーク安全法（サイバーセキュリティ法）、データ安全法、個人情報保護法が相次いで整備され、データの越境移転の規制及びデータの国内保存義務が明確され、データローカライゼーションに関する規制が確立された⁹⁾。以下は、主な法整備の内容を取り上げ概観してみたい。

2、民法典および重要な単行法の整備

(1) 民法典¹⁰⁾

2020年5月に採択された中国民法典は、民事基本法の役割を果たしている。ビッグデータの時代に突入し、AI技術の発展と共に、個人の人格権が害されやすくなり、また、データの経済的な価値がますます向上する中、その漏洩に関する問題が深刻化してきた。そこで、民法典は、人格権編（第4編）に8ヶ条（1032条～1039条）を設けてプライバシーと個人情報の保護を模索している。

さらに、ネットにおける中傷誹謗などの不法行為が多発する動向に対処するために、侵権責任編（第7編）において詳細な規定を新たに設けた。つまり、侵害が発生する際に、被害者側がプロバイダーに通報し、これを削除させる権利を有する（1195条）一方、通報された際、侵害行為が無かったとの反論の権利を行為者に認めた（1196条）。こうした条文設計により被害者保護と行為者の自由との調整を図っている。

(2) データ3法

1) ネットワーク安全法（サイバーセキュリティ法）

2016年11月に採択された本法は、サイバー空間に関する安全を守るための重要な法的根拠となっており、その主な目的は、サイバー空間の主権、国の安全、社会公共の利益等を守ることである（第1条¹¹⁾。

2) データ安全法（データセキュリティ法）

2021年6月に採択された本法は、データに関する取り扱いに関わるセキュリティについて規制を行うものである。本法においても国家による関与が色濃く存在し、例えば、セキュリティの基準として国家基準（17条）、検査評価、認証制度の完備（18条）、教育研修制度の整備（20条）、データの種別、級別安全保護制度の確立（21条）およびデータ安全リスクの評価、報告、情報共有、監視、事前警報体制の構築（22条）などの領域において、その特色が鮮明である。

3) 個人情報保護法

2021年8月に採択された個人情報保護法は、欧州の「一般データ保護規則」（GDPR）などを参照しつつ整備されたものであり、国益維持や国家安全の観点から、国家によるパーソナルデータの管理規制、その集取と利活用が認められることが大きな特色である。

3、法制度運用の特色

(1) 国家による規制の強化

上述の「総体的国家安全観」が確立された中国では、サイバーに対するのみならず、個人情報またはデータについても、集取、利用および流通に対しても国による規制の実現が模索されている。その背後には、十数億人から集めるデータは、重要な資源であるため、これらの大切な資源が外国へ流れるのを堰き止めして、諸外国とのデジタル技術の競争に利用するという意図が垣間見ることができる。

もっとも、また、情報技術・情報・法という三者の関係について、歴史的回顧を踏まえた上で次のような重要な指摘がなされる。すなわち、「甲骨文や金石文などのコストの高い情報伝達手段は、春秋時代までの政治システムを支えたが、戦国以降の集権化は竹簡・木簡による文

書行政によって支えられた。紙の普及は、高度な律令制度や籍帳制度を支えた。印刷技術の普及は、法情報の普及をももたらした（明清の出版業を想起されたい）。近代においては、情報に音声や画像が加わり、また、複写の技術も普及した。中国を中心とする東アジア社会は、このような情報技術のイノベーションと統治形態の変容とを経験してきている。コンピュータを用いて情報を処理し、ネットワークでそれをつなげ、さらに高速・大容量処理を行い、ビッグデータやAIを前提とする情報体系が生まれている今日の状況は、情報技術の変化という観点から言えば、「歴史上初めての経験ではない」と言われている（高見澤、2022）。

AI技術革新が実現される中、パーソナルデータの価値が向上し、その保護と利活用をめぐって3つの法整備の類型があると言えよう。すなわち、現在①欧州におけるプライバシー重視型（GDPR型）、②データの流通を促進することによりイノベーション創出を実現する自由競争型、および③データローカリゼーション規制等の整備を通じて国家によるコントロールを実現する家父長型が誕生し、中国は、その整備状況を踏まえると③に該当するであろう。中国においては、データ3法は基本内容しか規定しておらず、サイバー安全および個人情報の保護などに関する法令は雨後の竹の子の勢いで整備されている（石本など編、2022）。

(2) プラットフォームビジネスへの積極的なコントロール

中国のプラットフォームビジネスを概観すると、BAT（バイドゥ・アリババ・テンセント）と称されている中国におけるプラットフォーマーは2000年頃から急成長してきた¹²⁾。プラットフォームビジネスに対しては、まずは自由にさせる、必要に応じて規制するという政府の基本姿勢が見られ、この姿勢から必要に応じていつでも規制することができるという政府側の自信を窺うことができよう。そして、近頃、プラットフォーマーの巨大化に伴い、政府による統制・コントロールへ転換するようになった。

プラットフォームビジネスへの関与は、2018年8月に制定された「電子商務法」ではすでにその兆候が見られる（朱、2020）。近時、サーバー主権およびデータ安全保障が重要視されているなか、個人情報保護という目的のもとで、プラットフォーマーに対しても規制がさらに強化されている¹³⁾。また、直近の状況を見ると、立法機関は国際的な規制経験を活かし、独占禁止法（2022年改正）、不正競争防止法（2019年改正）などの改正を通じてプラットフォームビジネスに対するコントロールの強化を実現しようとしている¹⁴⁾。以下では、プラットフォーマーをめぐる規制について二つの事例を取り上げる。

第1に、アント・グループ（蚂蚁集団）の上場延期事案である。アリババ傘下にある金融会社アント・グループは、2020年8月に香港と上海の両証券取引所に新規株式上場を申請したが、同年11月に上場が延期され、2021年4月に独占禁止法に反したことを理由に国家市場監督管理総局によるアリババ集団に182億2800万元の罰金が課された（日本経済新聞、2021）。

第2に、滴滴出行の事案である。中国の配車サービスの最大手である滴滴出行は、2021年6

月30日にニューヨーク証券取引所での上場は実現したものの、2021年7月2日に同社が保有するデータについて、米国政府から情報開示を求められる可能性などが指摘され、国家インターネット情報弁公室は、同社に対し「サイバーセキュリティー審査弁法」に基づく審査を行うと発表し、新規ユーザーの登録が禁止された。そして、7月4日に、上記弁公室は滴滴出行のアプリに個人情報の収集・使用に関し重大な違法行為があったとし、各アプリストアから締め出された。その後、同社の2022年5月にニューヨーク証券取引所での上場廃止を決定、7月21日には「インターネット安全法」「データ安全法」「個人情報保護法」などに基づき80億2,600万円の罰金が課された（ジェットロビジネス短信、2022）。その後、2022年12月の中央経済工作会议でプラットフォーム企業の発展支援策が打ち出され、プラットフォーム企業に対する政府の管理・監督の方向を転換した。これを受け、2023年1月16日、滴滴出行は、新規ユーザー登録の再開を発表し、同社は、「審査で発見された安全に関する問題について、全面的に改めた」ため、新規ユーザー登録の再開を実現した（ジェットロビジネス短信、2023）。

以上の事案を踏まえると、巨大化したプラットフォームが金融秩序を乱すような行為、または恣意的にデータを収集することは、国家安全を最優先にしている政府からすれば看過することのできない内容であろう。

(3) 情勢の総括

前述の「総体的国家安全観」では、情報および資源の安全は強調されており、中国では、データはその両方の安全に関わるものであると認識されている。とりわけ、AI技術の発展と共に、データは資源としての価値がさらに重要視され、中国のサーバー領域から生じた諸データは国の財産であるという意識が一時高まった。具体的には、2020年には、「国務院の更なる完全な要素市場配置体制を構築することに関する意見」において、データが初めて土地、労働力、資本、技術などの伝統的な要素と並んで新しい生産要素として取り上げられた。

そして、2023年3月10日、第14期全国人民代表大会第1回会議第3次全体会議が開催され、国務院の組織改革案が可決された。この改革案では、国家データ局が創設される予定である。本新機構により、データインフラの整備を推進し、データ資源の統合共有と開発利用を統括し、デジタル中国、デジタル経済、デジタル社会の企画、構築などを推進することが計画されている。すなわち、中国は、国家データ局の設立により、データガバナンスの強化、データ駆動型の発展モデルの推進、情報化と経済社会の融合、およびデジタル経済分野における世界の競争力の強化を目指している。

さらに、近時の情勢を見ると、上海、北京、深圳などの地域においてデータ取引所がすでに創設され¹⁵⁾、取引が試験的に行われている。

以上のような新動向を勘案すると、今後国家によるデータの囲い込みが更に進むことになり、これに連動して国による各プラットフォームへの規制が一層強化される可能性があるだろう。

三、デジタルプラットフォーム情勢の概観

デジタル経済を推進するに当たって、データの有効な利活用を軸とするデジタルプラットフォームは極めて重要な役割を担っており、近時多種多様なプラットフォームが誕生し、以下ではその整理を試みたい。

1、多岐にわたるデジタルプラットフォーム

デジタルプラットフォームは、構築する目的が千差万別であり、さまざまな形態で存在し、以下では、代表的なデジタルプラットフォームの種類について概観する。

第1に、オンラインマーケットプレイスである。これは、複数の第三者が商品やサービスを提供するタイプの電子商取引サイトのことである。オンラインマーケットプレイスの例として、Amazon、eBay、楽天、ヤフーショッピング、アリババがその代表的なものとして挙げられる。これらのプラットフォームは、さまざまな販売者が自分のアイテムをリストに載せることを可能にし、一箇所で消費者に幅広い選択肢を提供している。オンラインマーケットプレイスは通常、取引を処理し、支払いの安全性を確保し、場合によっては配送やカスタマーサポートなどの追加サービスをも提供している。また、これらのプラットフォームは、小売業界やクリエイターが自分の作品を販売する場としても利用されている。このモデルは、購入者と販売者の両方にとって利便性が高く、購入プロセスを簡素化し、マーケットリーチを拡大している。

第2に、ソーシャルメディアプラットフォームである。ソーシャルメディアプラットフォームは、ユーザー同士が自作のコンテンツや情報などを共有し、交流する場であり、代表的には、Facebook、Twitter、Instagram、YouTube Line、WeChatなどが存在する。現在、ソーシャルメディアプラットフォームは、個人や企業がネットワークを広げ、情報を発信し、コミュニケーションを取るための強力なツールとして利用されている。

第3に、ユーザーの生活の質の向上を目的とするオンデマンドプラットフォームである。オンデマンドプラットフォームでは、ユーザーが必要なサービスをリクエストし、プラットフォーム上の提供者がその要求に直接に応答する。この種のプラットフォームには、ビデオ、音楽、書籍、配車、フードデリバリーなど、さまざまなタイプのコンテンツやサービスが含まれているため、利便性が高く、ユーザーは好きな時に利用できる柔軟性が実現されている。また、代表的な例としては、Netflix、Amazon Kindle、Uber、Airbnbがある。

第4に、クラウドコンピューティングプラットフォームである。クラウドコンピューティングプラットフォームは、インターネットを通じてユーザーにコンピューティングリソース（サーバー、ストレージ、データベース、ネットワーク、ソフトウェアなど）を提供する。これにより、企業や個人は物理的なハードウェアやインフラを購入・維持する必要なく、必要に応じてリソースをスケールアップまたはスケールダウンすることができる。Amazon Web

Services (AWS)、Microsoft Azure、Google Cloud Platform (GCP)、IBM Cloud は典型例であり、ユーザーはこれらのプラットフォームで必要な計算リソースを選択することができ、ビジネスの成長をサポートし、迅速な市場投入を可能にするため、現在、企業にとって不可欠な技術となりつつある。

第5に、フィンテックプラットフォームである。フィンテックプラットフォームは、金融技術（フィンテック）を活用して、金融サービスのためのデジタルな基盤を提供し、近時、AIやブロックチェーンを活用した新しい金融サービスが次々と登場している。代表的なフィンテックプラットフォームには、PayPal、PayPay、WeChatPay、Alipay などがあり、これらのプラットフォームでは、オンライン決済や送金、デジタルウォレットなどの従来の金融機関にはない新しい金融サービスが提供され、決済や金融取引の効率化を実現している。

上記のものは代表的なデジタルプラットフォームに過ぎず、実際にはさまざまな種類のプラットフォームが存在する。また、デジタルプラットフォームに関する分類の方法も千差万別であり、例えば、コンテンツ配信型、マッチング型、シェアリングエコノミー型、ヘルスケア型、モビリティ（MaaS）型などに棲み分けて、それぞれの課題を検証する見解も見られる¹⁶⁾。

2、プラットフォームに関する今後の展望

デジタルプラットフォームの進化は、ビジネスや社会に多大な影響を及ぼし続けており、今後もさらなる発展が期待されている。その驚異的な成長は、創意工夫によって予想を超える形で実現されてきた。以下では、その展望を俯瞰してみましょう。

第1に、新しいプラットフォームの形成に当たって、地方自治体などの行政が主導する型がみられる。例えば、東京都市圏の中心都市の一つであるさいたま市は、2019年末には、総務省の支援を得て¹⁷⁾、パーソナルデータ活用実証事業「ミソノ・データ・ミライ」をスタートした。本実証事業では、美園地区の住民など100名に参加してもらい、購買情報、スマートウォッチや体組成計の情報、血液や歩き方のデータなどに加え、取り扱いに配慮が必要な健康診断の結果など、リアルなパーソナルデータを提供してもらう。取得したデータは「共通プラットフォームさいたま版」に蓄積し、民間企業に提供する。そして、各企業はパーソナルデータを新たなサービスの開発や提供に生かし、参加者に価値を還元するという仕組みとなっている。本実証事業の経験を踏まえて、さいたま市は、さらに人工知能（AI）やモノのインターネット（IoT）、データを利活用した分野横断型「スマートシティさいたまモデル」の構築に取り組み、データ利活用の「インフラ」となる都市OSを他自治体とも共用し、共創による社会課題解決を図る予定である（清水、2022）。

第2に、民間企業においては、その専門性を活かしつつ、プラットフォームを構築し、パーソナルデータの利活用を通じて社会課題を解決する試みも見られる。例えば、日本国内では、少子化が急激に深化するにつれ、介護業界における働き手が著しく不足している中で、団塊の

世代の高齢化が進み、介護へのニーズが日々急増している。こうした社会的喫緊な課題に対応するために、信託制度を土台とした高齢者のデータ「銀行」のプラットフォームを構築し、日々進化するAI技術を導入することによって、介護現場の負担の緩和を図ることを目指す介護専門企業が見られる¹⁸⁾。現状を鑑みると、介護や医療データは超高齢社会の課題解決に役に立ち、パーソナルデータの信託は、データ提供者の利益を守ると同時に、データの利活用を実現するシステムとなろう。

第3に、プラットフォームの形態についてもさらに複雑化しつつある。現状では、プラットフォームの機能が多様化しているだけでなく、官民融合の可能性を示す例も現れた。例えば、中国では利用率が最も高いSNSプラットフォームであるWeChatは、従来のソーシャルメディアの機能を維持した上で、フィンテックの機能を付け加えるだけでなく、他のプラットフォームとの連携を図ることにより、オンラインマーケットプレイスの機能も実現できるようになっている。さらに、WeChatのプラットフォームを通じて、行政の担う機能をも実現できるようになっている。

以上、日々進化するプラットフォームの情勢を鳥瞰したが、その急激な発展を予測するのは困難である。今後、各種のプラットフォームの形成はさらに加速化し、その機能も多様化し、形態についても流動化していくと予想される。デジタルおよびAI技術の進化に伴い、プラットフォームが日々急増する中、これらを如何にコントロールかについては、各国にとってはその舵取りは決して容易ではない。

四、プラットフォームへの規制とイノベーションの創出

1、デジタルプラットフォームの多様化と規制

データ駆動型経済が浸透する社会において、AI技術の発展に伴いパーソナルデータの価値がますます注目され、データの利活用を土台とするプラットフォームが多種多様化してきた。本稿の冒頭では、プラットフォームの種類について現状整理を試みたが、しかし、今後、各領域におけるプラットフォームの急増により、プラットフォームの類型について一義的に定義することは極めて困難であると予想される。

他方、急増するプラットフォームに対して、個人情報保護などの観点から議論がなされている。たとえば、「AI技術の発展やプラットフォームの台頭が著しいこの時代だからこそ、自己情報コントロール権を基本権として捉えることがより一層重要になってくる」との指摘がみられる¹⁹⁾。さらに、プラットフォームについての規制またはコントロールの必要性が生じたため、本稿で紹介した中国のみならず、日本においても法整備が模索されている。日本では、透明化法（「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」）、独占禁止法、個人情報保護法、プロバイダ責任制限法により課題解決を実現しようとしている（岡田など編

著、2020)。

注意すべきは、日本個人情報保護法について、すでに自己決定・同意の要素は必ずしも貫徹されていないとの指摘が見られる²⁰⁾。また、現在では一般的に利用されているプライバシーポリシーの有効性についても懸念されている。たとえば、現状を踏まえると、頻繁に同意を求められることから生じる「同意疲れ」を回避する必要があるとの示唆が見られる(山本、2019年)。概して言えば、今後プラットフォームがさらに複雑化し、多様化する中、一律な法整備により規制することは容易ではないし、また、急速な状況変化にその対応が遅れる可能性もあらうと思われる。

2、イノベーション創出との調整の必要性

データの経済的価値が認識される現在、データの利活用によるイノベーション創出が一般化しつつある。現在の世界情勢を俯瞰すると、自由競争という基本原則を維持しながら、データ流通の加速によりイノベーション創出を実現するアメリカ、個人安心感の維持を前提にプライバシーや人格権を保護することを軸とする欧州、およびサーバー、データの主権を重視しつつ、国家による統一的なデータ市場を確立する中国は、それぞれ異なる対応する姿勢を示している。

各国の対応姿勢を横断的に見ると、プラットフォームへの過度なコントロールを行い、個人情報の保護に急傾斜しすぎると必然的にプラットフォームの創意工夫にマイナスな影響を及ぼす。したがって、その両立を図る方法を精査することが必要不可欠であるように思われる。

五、データ信託仕組みの重要性

データ駆動経済を推進する際に、データ利活用を抜きにしては成功があり得ないであろう。そして、データ利活用を実現するに当たって、データの経済的価値の確立と本人承認枠組みの構築は必要不可欠のように思われる。また、デジタルプラットフォームを構築し、イノベーション創出の実現にあたって、最も重要なのはデータ提供者の信頼確保であると言えよう。

近時、日本では信頼確保について様々な工夫が行われており、例えば、スマートシティの構築を模索しているさいたま市長は、「データを集める過程でさいたま市という身近な行政機関が入ることで信頼を高め」ることができると説明している²¹⁾。

もっとも、地方自治体などの行政機関がはたして信頼を実現するかなめになるかは現状では明らかではないが、信頼を高めることの鍵を握っているのは、データの経済的価値の確立およびこれを前提とする承認枠組みの構築にあると考えられる。

前者については、筆者は、パブリシティ権の進化により、パーソナルデータ提供者の権利は、新型の権利は「市民データ権(right of civil data)」に進化したと理解している。また、市民データ権の客体であるパーソナルデータは、光は「波」と「粒」の二つの性質を持っているように、

そこにも「人格」と「価値」の二つの性質を内包していると思われる²²⁾。

後者については、データの財産権の属性を認めることを前提にすれば、信託の仕組みに基づいて諸種のデータを活用するプラットフォームを構築することができる。データ信託の仕組みは、現在一般的に利用されているプライバシーポリシーの有効性への懸念について²³⁾、払拭することに資すると考えられる。このような取組によりデジタル経済を推進し、社会的な課題を緩和することが可能であろう。とりわけ、介護施設、医療現場から生じたデータを信託の仕組みを活かし、日本の超高齢社会における難題を解決することに資すると思われる。総じて言えば、AI技術が躍進的に高度化するデジタル社会においては、データ信託の枠組みに基づく合意形成システムは極めて重要な役割を果たすであろう。また、データプロファイリングによる侵害の危険は無視することができないが、データの信託契約などの当事者間の合意により課題解決を図ることが考えられる。

六、むすびにかえて

AI技術革新により、多種多様なデジタルプラットフォームが形成され、こうしたイノベーション創出により社会発展に寄与し、デジタル経済を活性化させる。他方、パーソナルデータの保護問題やプラットフォームへの規制、コントロールなどの課題も浮上するようになった。

各国が法整備を模索している中、中国は政府によるコントロールに力を注いでいる。しかし、注意すべきは、多様化し、複雑化するプラットフォームを規制のみにより管理することは容易ではない。また、過度なコントロールは、イノベーション創出に弊害をもたらし、デジタル経済の発展を害する恐れがある。デジタル経済を促進する観点からは、行政によるプラットフォームへの事前の規制を最小限に止めるべきである。そして、パーソナルデータが流出または不正に利用されるような場合は、事後的な措置を講じて紛争解決を図ることが望ましい。

ビックデータ時代において、個人情報保護、プラットフォームへの規制とイノベーションの創出との調整は極めて難しい課題である。データの経済的価値がすでに市場によって認められている以上、データの属性についての理論的な再整理を行ったうえで、データ提供者との合意に基づいたデータ利活用の促進方法を模索すべきであろう。筆者は、新型の財産的権利である「市民データ権 (right of civil data)」を提唱し、その客体であるパーソナルデータは、光は「波」と「粒」の二つの性質を持っているように、そこにも「人格」と「価値」の二つの性質を内包していると理解している。これにより、データ信託の仕組みを利用する前提が整えられることになろう。

もっとも、近時、中国ではパーソナルデータ保護に関する公益訴訟が増加しており²⁴⁾、公益訴訟を通じてパーソナルデータ保護の必要性を事案ごとに判断することの可能性を見せている。

デジタル社会では、AI技術の進化により人間社会に莫大な恩恵を与えている。また、AI技術の躍進は、データ駆動型経済の発展に大きく寄与している。こうしたAI時代において、社会の更なる繁栄を促進するためにパーソナルデータの利活用は必要不可欠である。これを実現するにあたって、データ提供者と利用者間の信頼関係の構築は必須であり、両者の信頼に基づく合意形成を行う上で重要な役割を担っているのはデータ信託の仕組みであると考えられよう。

注

- 1) GDPR 第 20 条 データポータビリティの権利 (Article 20 Right to data portability)
 1. データ主体は、以下の場合においては、自己が管理者に対して提供した自己と関係する個人データを、構造化され、一般的に利用され機械可読性のある形式で受け取る権利をもち、また、その個人データの提供を受けた管理者から妨げられることなく、別の管理者に対し、それらのパーソナルデータを移行する権利を有する。(a) その取扱いが第 6 条第 1 項 (a) 若しくは第 9 条第 2 項 (a) による同意、又は、第 6 条第 1 項 (b) による契約に基づくものであり、かつ、(b) その取扱いが自動化された手段によって行われる場合。
 2. データ主体は、第 1 項により自己のデータポータビリティの権利を行使する際、技術的に実行可能な場合、ある管理者から別の管理者へと直接に個人データを移行させる権利を有する。
(<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/gdpr-provisions-ja.pdf>) を参照) (2024 年 7 月 1 日最終閲覧)。
- 2) 最判平成 24 年 2 月 2 日民集 66 卷 2 号 89 頁。
- 3) パブリシティ権は、著名人の氏名や肖像から発生する顧客吸引力のもつ経済的な利益ないし価値を排他的に支配する財産的権利であるとされている。東京高裁平 3 年 9 月 26 日 (判時 1400 号 3 頁、判タ 772 号 246 頁)
- 4) 朱嘩「民事法の視点から見たスマートシティ実現に向けての課題解決－ AI 技術の進化による『市民データ権』の誕生」静岡法務雑誌 12 号 (2021 年) 197 - 202 頁は、理論的模索を行っている。
- 5) 個人情報保護法 2 条 5 項は、「この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。」と定めている。
- 6) 佐脇紀代志編著『一問一答 令和 2 年改正個人情報保護法』(商事法務、2020 年) 16 頁は、「仮名加工情報とすることで、それ単体では特定の個人を識別できなくなるため、加工前の個人情報よりも漏えい等が発生した場合の本人の権利利益の侵害リスクを低減させることができる一方で、データとしての有用性を、加工前の個人情報と同等程度に保つことにより、匿名加工情報よりも詳細な分析を、比較的簡便な加工方法で実施することが可能になります。」と説明している。
- 7) 憲法の視点からプライバシーを信託的關係として保護しようとする「信頼としてのプライバシー (Privacy as Trust)」考えも見られる。斉藤邦史「信託義務としてのプライバシー保護」情報通信学会誌 36 卷 2 号 (2018 年) 127 頁以下。
- 8) 中国国家安全法 25 条は、「国家は、ネットワークおよび情報の安全保障体系を構築し、ネットワークと情報の安全保障能力を向上させ、ネットワークと情報技術のイノベーションの研究と開発・応用を強化し、ネットワークと情報の中核技術、重要インフラと重要分野の情報システムとデータの安全性とコントロールを実現する。ネットワーク管理を強化し、サイバー攻撃、サイバー侵入、サイバー窃盗、違法・有害な情報の拡散等のサイバー違法犯罪行為を防止し、制止し、法に基づき処罰し、国家のサイバー空間の主権、安全、発展の利益を維持、保護する。」と規定している。
- 9) 第 1 に、ネットワーク安全法 37 条は、「重要情報インフラストラクチャーの運営者が中華人民共和国国内での運営において収集、発生させた個人情報及び重要データは、国内で保存しなければならない。業務の必要性により、国外に対し確かに提供する必要がある場合には、国のネットワーク安全情報化機関が国务院の關係機関と連携して制定する弁法に従い安全評価を行わなければならない。法律及

び行政法規に別段の定めのある場合には、当該規定に従う」と定めている。

第2に、データセキュリティ法は、「データの国境を越える安全、自由な流通を促進する」としつつ(第11条)、「国家の安全と利益の維持、国際義務の履行に関連する管理品目に属するデータに対して、法に基づいて輸出管理を実施する」と定めている(第25条)。

第3に、個人情報保護は、国内保存義務に関わる規定を設け、その第40条は、「重要情報インフラ運営者および処理する個人情報が国家インターネット情報部門の規定量に達する個人情報処理者は、中国国内で収集および生成した個人情報を国内に保存しなければならない」と規定している。

- 10) 中国民法典の概説については、王雲海など編著『よく分かる中国法』(ミネルヴァ書房、2021年)77頁以下の民法部分(朱暉執筆)を参照。また、条文の翻訳は、立命館法学390号(2020年)414頁以下、および立命館法学391号(2020年)436頁以下を参照。
- 11) ネットワーク安全法第1条は、「サイバーの安全を保障し、サイバー空間の主権並びに国の安全及び社会の公共の利益を維持し、公民、法人その他の組織の合法的権益を保護し、経済社会の情報化の健全な発展を促進するために本法を制定する。」と定めている。
- 12) 石本茂彦・松尾剛行・森脇章編『中国のデジタル戦略と法』(弘文堂、2022年)15—17頁は、中国におけるプラットフォームビジネスの進化の経緯などを整理している。
- 13) 個人情報保護法第58条は、「重要なオンラインプラットフォームサービスを提供し、ユーザー数が膨大で、業務類型が複雑な個人情報処理者は次に掲げる義務を履行しなければならない。
 - ① 国家規定に基づいて個人情報保護のコンプライアンス制度体系を構築・整備し、外部者で構成される独立機関を設置し、個人情報保護の状況を監督する。
 - ② 公開、公平、公正の原則に従い、プラットフォーム規則を制定し、プラットフォーム内の商品またはサービスの提供者の個人情報処理における規範と個人情報保護における義務を明確化する。
 - ③ 法律、行政法規に重大に違反して個人情報を処理したプラットフォーム内の商品またはサービスの提供者に対し、サービスの提供を停止する。
 - ④ 定期的に個人情報保護社会責任報告を公表し、社会の監督を受ける。」と定めている。
- 14) 中国では、独占禁止法上の支配的位置の濫用行為、例えば、プラットフォームを利用する事業者などに、その他のプラットフォームの利用しないことを強要するような行為、または、常連のプラットフォームユーザーにアルゴリズムなどを通じて価格差別を設ける行為の防止は課題となっている。
- 15) 各データ取引所に関する詳細な運営状況については、以下のホームページを参照。(https://www.chinadep.com, https://www.bjidex.com, https://www.szdex.com) (2024年7月1日最終閲覧)
- 16) 岡田淳、中野玲也、古市啓、羽深宏樹編著『プラットフォームビジネスの法務』(商事法務、2020年)14頁以下は、プラットフォームを11種類に類型化した上で、それぞれの概要と法的論点の精査を行っている。
- 17) 本事業は、令和元年度の情報信託機能活用促進事業実証事業事例集として取り上げられている。(https://www.soumu.go.jp/main_content/000712607.pdf) (2024年7月1日最終閲覧)
- 18) 株式会社インフィックが模索しているデジタル社会に相応しい事業の詳細は、以下のホームページを参照。(https://infic-g.net/) (2024年7月1日最終閲覧)
- 19) 曾我部真裕、山本龍彦「自己情報コントロール権をめぐる」情報法制研究、第7号(2020年)128頁(山本龍彦発言)。また、本対談の132頁は、「『コントロール』というと、全能的・排他的な支配を意味する所有権類似的権利として誤解される傾向があります。しかし、informationはそもそも排他的に所有できるものではありませんから、自己に関する情報を誰とシェア=共有するか、しないかを自ら決定する権利、つまり『情報自己決定権』という方が実体に合っている」との理解を示している(山本龍彦発言)。
- 20) 曾我部真裕「自己情報コントロール権は基本権か?」憲法研究、第3号(2018年)74頁は、「実体法においては、同意不要な場合が、日欧で広狭に差があるものの、相当な範囲で認められており、自己情報コントロールのうち、自己決定・同意の要素は必ずしも貫徹されていない。」と指摘している。
- 21) 清水勇人市長は、「行政が果たせる役割とは何か。それは『信頼』の部分です。

これまで日本のデジタル化が進んでこなかった背景には、信頼の問題がありました。市民としては企業にプライベートなデータを提供するのは二の足を踏んでしまう部分があります。そこには信頼が必要です。『スマートシティさいたまモデル』の事業では、さいたま市がデータ利活用のための『つなぎ役』を担っています。

データを集める過程でさいたま市という身近な行政機関が入ることで信頼を高め、その信頼の下で民間企業と行政で議論しながら質の高いサービスを提供するための環境を作っていく。民間企業にも入っていただくことで、市民のみなさんにとってもより便利で安心で、親しみのあるサービスの提供を実現でき」と述べられている。

(<https://www.softbank.jp/biz/blog/business/articles/202011/smartcity-saitama/>) (2024年7月1日最終閲覧)

- 22) 朱曄「AI時代におけるパーソナルデータの法的性質——その「光」化およびプライバシー権の揺らぎを踏まえて」静岡大学法政研究、28巻2・3・4号(2024年)94頁以下は、「光」化の詳細な理由について説明を行っている。
- 23) 曾我部真裕「自己情報コントロール権は基本権か？」憲法研究、第3号(2018年)75頁は、「個人が日常生活のあらゆる場面でプライバシーポリシーを読み熟慮した上で同意を行うという想定はフィクションとしても維持不可能であって、個人情報保護法制の客観法化は不可避である。」との重要な指摘をなされている。
- 24) 中国最高人民検察院は、個人生物識別情報を保護するための公益訴訟の典型例をホームページに掲載している。(https://www.spp.gov.cn/spp/xwfbh/wsfbt/202303/t20230330_609756.shtml#1) (2024年7月1日最終閲覧)

引用文献

小向太郎「データポータビリティ」ジュリスト1521号(2018年)26頁。

<http://cpc.people.com.cn/n/2014/0415/c64094-24899781.html> (2024年7月1日最終閲覧)。

高見澤磨「市場統制及びメディア統制としての情報と法」立命館国際地域研究55号(2022年)41頁。

石本茂彦・松尾剛行・森脇章編『中国のデジタル戦略と法』(弘文堂、2022年)106—107頁。

朱曄「ビックデータ時代における消費者の保護をめぐる」民事法学92号(韓国民事法学会、2020年)413—414頁。

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM100VP0Q1A410C2000000/> (2024年7月1日最終閲覧)。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/01/b6425f1c0d3b7f70.html> (2024年7月1日最終閲覧)。

<https://www.projectdesign.jp/articles/5ac8860a-6046-43b0-be68-d9e6a8916b1e> (2024年7月1日最終閲覧)。

岡田淳、中野玲也、古市啓、羽深宏樹編著『プラットフォームビジネスの法務』(商事法務、2020年)196—255頁。

山本龍彦「自己情報コントロール権について」憲法研究、第4号(2019年)59頁。

本稿は、2022年度公益財団法人トラスト未来フォーラム公募助成「高齢者データの信託をめぐる法的枠組みの構築」による研究成果の一部である。